

特定非営利活動法人 頼れるふるさとネット

平成23年度通常総会議事録

1 日時 平成24年6月14日 13時30分～15時00分

2 場所 頼れるふるさとネット事務所「やよみ亭」(愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 515 番地)

3 出席者数 11名(内、正会員数9名、表決委任者2名)、その他オブザーバー参加者3名

4 審議事項

1号議案 第1期事業活動報告

2号議案 第1期収支計算報告

3号議案 第1期事業活動計画

4号議案 第1期事業活動予算

5号議案 定款変更、理事人事案件

5 議事の経過の概要及び議決

(1)開会

定刻に至ったので司会者の古川優哉氏が開会を宣し、本日の参加者のうち平山久子氏、蓼原由美子氏、國延公子氏についてはオブザーバー参加のため議決権がない旨を伝えた。

(2)議長選出

司会者が議長の選出について諮ったところ、濱田高嘉氏を推薦する声上がり、全員異議無くこれを承認した。

(3)議事録署名人選出

本日の通常総会は本人出席9名、委任状出席2名の計11名であり、正会員16名中過半数以上の出席があったので、総会が有効に成立した旨を告げた。議長は議案の審議に先立ち、本日の議事の経過をまとめるにあたり議事録署名人2名として濱村壽氏と平山和昭氏を指名し、議場に諮ったところ、全員異議なく、両名もこれを承諾した。

(4)議案の審議及び結果

第1号議案 平成23年度事業活動報告

事務局長が第1期事業活動について報告した。質疑応答後、議長が承認を諮ったところ、全員異議無くこれを承認した。

第2号議案 第1期収支決算報告

会計担当が第1期収支決算報告について説明した。質疑応答後、議長が承認を諮ったところ、全員異議無くこれを承認した。

第3号議案 第2期事業活動計画

第4号議案 第2期活動予算

理事長より第2期事業活動計画と第2期活動予算について説明があった。質疑応答後、議長は第3号議案及び第4号議案を一括審議する旨を述べ、両議案について承認を諮ったところ、全員異議無くこれを承認した。なお、質疑応答では、以下のやりとりがあった。

質問1（西本氏） 支援を行った尾道弓削直行便存続連絡協議会は今後どうなるのか？

回答（理事長） 航路が廃止になったので、この総会の後、協議会で総会を開いた上で決めたい。

第5号議案 定款変更、理事人事案件

<定款変更について>

定款変更の説明に先立ち、理事長より、今回のNPO法改正に伴い、平成24年度以降の当NPO法人の代表権を理事長のみに付与したい旨の説明があった。議長が諮ったところ、全員の賛同を得た。次に、理事長より定款変更の詳細について説明があった。議長が諮ったところ、全員が承認した。なお、定款の変更箇所は以下の通り（下線部が変更箇所）。

NPO法改正に伴う変更

【第23条】

（改正前）

総会は、以下の事項について議決する。

(1) ～ (3) 省略

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) ～(10) 省略

(改正後)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) ～ (3) 省略
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) ～(10) 省略

【第 28 条】新たに第 3 項を追加

(改正後)

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

【第 48 条】

(改正前)

第48 条

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(改正後)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

【第 51 条】

(改正前)

第51 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2)資産に関する事項

(3) 公告の方法

(改正後)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に関わる事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に関わる解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

理事長提案による変更

【第53条】

(改正前)

第53条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(改正後)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人、及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

<理事人事案件について>

NPO 法人になってからの理事、監事の任期が平成23年5月31日で切れるため、理事の選任を行った。議長は、古崎公一氏、宮脇馨氏から辞任の届出があった旨を述べ、古崎氏については法人の退会届をした旨報告した。その後、理事長が次期役員の人選について説明した。議長が新理事の人選について諮ったところ、全員異議無くこれを承認し、濱田高嘉氏、平山和昭氏、濱村壽氏、平山久子氏、蓼原由美子氏、村上宏治氏、國延公子氏、村瀬忍氏が就任を承諾した。

(5) 議長解任および閉会

以上をもって、通常総会の議事をすべて終了したため、議長は午後 15 時 00 分に閉会を宣言し解散した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 24 年 6 月 14 日

議 長 濱田高嘉 印

議事録署名人 平山和昭 印

同 濱村壽 印

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

住所 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 515 番地

特定非営利活動法人 頼れるふるさとネット

理事長 平山和昭 ㊞